

■非常災害対策について①

水防法・土砂災害防止法の改正

- 要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、**水防法**及び**土砂災害防止法**が平成29年6月19日に改正。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施**が義務。

浸水想定区域とは？（国又は都道府県が指定）

- ・河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
- 土砂災害警戒区域とは？（都道府県が指定）
- ・土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域

●事業所の立地場所を市ホームページ等で確認し、浸水想定区域等に立地している場合は、上記の対応が必須です。

●現在、浸水想定区域等に該当していない事業所についても、今後、浸水想定区域等が拡大する可能性もあり、最悪の事態を想定して、上記に取り組んでください。

洪水浸水想定区域	www.city.sapporo.jp/kikikanri/hitoro/furusai/dosha_kiken.html
土砂災害警戒箇所	www.city.sapporo.jp/kikikanri/hitoro/furusai/dosha_kiken.html
山地災害危険地区	www.hcc-s.jp/sanchaisai/gai/main/premap.html

事業所立地場所の確認と必要な対応を！

SAPP_RO 1

■非常災害対策について②

防災に関する自己点検表

※実地指導の際には、「障害福祉サービス事業等の自己点検表」と併せて、「防災に関する自己点検表」も、ご提出いただきます。
※自己点検表を作成していない事業所も見受けられることからご留意願います。

防災に関する自己点検表について

- 風水害等における災害被害が多発していることを受け、障害者支援施設等の防災に対する意識の向上及び利用者の安全確保を目的とし、非常災害対策計画の検証及び見直しを図っていただくための自己点検表を作成しました。

地震・風水害等の備え

- 障害福祉サービス事業所等の地震・風水害等に対する備えが十分なものとなっているか定期的に確認していくだき、万全の体制を整えるためにご活用願います。

様式はホームページ

- 事業者が、自らのサービスの提供体制及び運営状況などについて、点検するために自己点検表をホームページ上に掲載しています。
- この自己点検表を積極的に活用し、より質の高いサービスの提供のために活用してください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

札幌市 自己点検表 防災 検索

SAPP_RO 2

■放課後等ディサービスガイドライン等について

ガイドライン策定の背景等

- 事業所の増加・サービス内容が多様化
- サービスの質の差が懸念
 - 障がいのある学齢期の子どもの健全な育成を図るというサービスの根幹、サービスの質の向上のために留意すべき基本事項は共通
- ガイドライン策定（H27.4 厚生労働省）
 - ガイドラインの遵守と適切な自己評価・保護者評価の実施・公表が努力義務化
- 自己・保護者評価実施、公表の義務化（H29.4）
 - 自らの評価、保護者による評価を受けて、改善を図らなければならない
 - 概ね1年に1回以上、評価及び改善内容をインターネット等により公表しなければならない
 - ※「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴うもの

SAPP_RO 3

自己評価表・保護者評価表（例）

		チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ
環境・体制整備	①	子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか			
	②	職員の配置数や専門性は適切であるか			
	③	事業所の設備等は、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか			
適切な支援の提供	④	子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析され作成	チェック項目	はい	いいえ
	⑤	① 利用者数が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか			
	⑥	② 職員の配置数は適切であるか			
	⑦	③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか			
	⑧	④ 業務改善を進めるための PDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか			
保護者等向け評価表を活用する等によりア					

※札幌市のホームページで、放課後等ディサービスガイドラインに基づく自己評価等を公表している法人・事業所名を公表しています。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jishien.html>

■業務管理体制の整備に係る届出等について

業務管理体制の整備

●指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、利用者の保護及び事業運営の適正化を図るための体制の整備。具体的には、事業者の規模に応じて、次の①～③の体制整備が必要。

①法令遵守責任者（事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者）の配置
②法令遵守規程（法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載）の整備
③外部監査などによる「業務執行の状況の監査」の実施

事業所規模に応じた整備内容

【小規模事業者】 (20未満)	【中規模事業者】 (20以上100未満)	【大規模事業者】 (100以上)
法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任	業務執行の状況の監査 法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任

届出様式

- ・整備又は届出区分の変更 ⇒ 届出書（第5号様式）+ 事業所一覧表
- ・届出事項の変更 ⇒ 届出書（第6号様式）+ 事業所一覧表

SAPP_RO 4

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/gyomukanritaisei.html>